

三位一体改革に関する動向

平成15年6月

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(閣議決定) …別紙1

- 平成18年度までにおいて、国庫補助負担金については、概ね4兆円程度を目途に廃止、縮減等の改革を行う。

平成15年10月

「税源移譲と国庫補助負担金の廃止・縮減に関する緊急提言」(全国市長会)

…別紙2

- 廃止して税源移譲すべき主な補助金として、支援費に係る補助金及び負担金が掲げられている。

平成15年11月

「三位一体の改革に関する提言」(全国知事会)

…別紙3

- 16年度において廃止して税源移譲すべき主な国庫補助負担金として、障害者福祉に係る補助金及び負担金が掲げられている。

平成15年11月

経済財政諮問会議において麻生総務大臣が提出した資料

…別紙4

- 基本的考え方として、「地方の声を十分に踏まえ、要望の強いものの廃止に取り組む」ことを示している。
- 上記の全国市長会や全国知事会の提言が抜粋で資料として添付され、廃止すべき国庫補助負担金として障害者福祉関係の国庫補助負担金が掲げられている。

平成15年12月

「平成16年度国庫補助負担金の改革について」(政府・与党合意)…別紙5

- 平成16年度における国庫補助負担金改革に関し、地方向け国庫補助負担金について1兆円の廃止・縮減等の改革を行うこととされた。
- 厚生労働省関係では、児童保護費等負担金(公立保育所運営費)、市町村事務取扱交付金(児童手当)、水道施設整備費補助などが盛り込まれた。

(参考)ホームヘルプサービス等の予算科目について

…別紙6

経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003

平成 15 年 6 月 27 日

6. 「国と地方」の改革

——「三位一体の改革」を推進し、地方が決定すべきことは地方が自ら決定するという地方自治の本来の姿の実現に向け改革。

(2) 三位一体の改革の具体的な改革工程

①国庫補助負担金の改革

地方の権限と責任を大幅に拡大するとともに、国・地方を通じた行政のスリム化を図る観点から、「自助と自律」にふさわしい国と地方の役割分担に応じた事務事業及び国庫補助負担金のあり方の抜本的な見直しを行う。

このため、「改革と展望」の期間（当初策定時の期間で平成 18 年度までをいう。以下、「6. 『国と地方』の改革」において同じ。）において、別紙 2 の「国庫補助負担金等整理合理化方針」に掲げる措置及びスケジュールに基づき、事務事業の徹底的な見直しを行いつつ、国庫補助負担金については、広範な検討を更に進め、概ね 4 兆円程度を目途に廃止、縮減等の改革を行う。その際、国・地方を通じた行財政の効率化・合理化を強力に進めることにより、公共事業関係の国庫補助負担金等についても改革する。

国庫補助負担金等整理合理化方針

1 「改革と展望」の期間中における基本方針

事務事業及び国庫補助負担金の在り方の見直しに関する「改革と展望」の期間中における基本方針は、以下のとおりである。

(1) 国庫補助金の廃止・縮減

- ① 国庫補助金については、原則として廃止・縮減を図っていく。
- ② 国庫補助金のうち、補助率が低いもの（3分の1未満）又は創設後一定期間経過したものについては、廃止又は一般財源化などの見直しを行う。

(2) 国庫負担金の廃止・縮減

- ① 国が一定水準を確保することに責任を持つべき行政分野に関して負担する経常的国庫負担金については、国と地方公共団体の役割分担の見直しに併い、国の関与の整理合理化等と併せて見直し、社会経済情勢等の変化をも踏まえ、その対象を真に国が義務的に負担を行うべきと考えられる分野に限定していく。
- ② 総合的に樹立された計画に従って実施させるべき建設事業に係る国庫負担金については、従来のシェア配分にとらわれずにその対象を国家的なプロジェクト等広域的効果を持つ根幹的な事業などに限定するなど、投資の重点化を図るとともに、住民に身近な生活基盤の整備等に係る国庫負担金については類似した奨励的補助金も含めて国の補助負担対象の縮減・採択基準の引上げ等を図り、地方の単独事業に委ねていく。

この場合において、全国的に一定の整備水準が達成された事業に係る国庫負担金については、廃止・縮減する。

(4) 以上の基本方針に基づき、対象となるすべての国庫補助負担金について平成16年度予算から厳しく見直しを実施するとともに、予算編成後に実施状況のフォローアップを行う。

特に、上記(1)については、平成16年度予算において削減目標を設定して廃止・縮減を推進するとともに、(3)①及び②については、「改革と展望」の期間の中で可能な限り速やかな実現に努める。これら以外の項目についても着実な推進を図る。

「税源移譲と国庫補助負担金の廃止・縮減に関する緊急提言」
 ~地方分権推進のための三位一体改革の早期具体化について~

(別 紙 1)

(全国市長会) 抜粋

国庫補助負担金の廃止・縮減の検討結果について（概要）

1 廃止・縮減の検討対象とした補助金

(単位：百万円)

総額	(123件)	15,272,435
----	--------	------------

2 廃止して、税源移譲すべき主な補助金

総額 (101件)	5,855,242
1. 国庫負担金（経常的経費分野）	
<u>児童保護費等負担金</u>	766,214
<u>公営住宅家賃対策等補助</u>	120,990
<u>身体障害者保護費負担金</u>	97,693
<u>養護老人ホーム等保護費負担金</u>	56,211
<u>保健事業費等負担金</u>	31,907
<u>地籍調査費負担金</u>	13,040
2. 国庫補助金（経常的経費分野）	
<u>在宅福祉事業費補助金</u>	111,762
<u>交通安全対策特別交付金</u>	82,170
<u>児童保護費等補助金</u>	64,408
<u>幼稚園就園奨励費補助金</u>	17,982
<u>介護保険事務費交付金</u>	30,491
<u>農業委員会交付金</u>	11,605
など	
3. 国庫補助負担金（公共事業分野）	
<u>下水道事業費補助</u>	843,461
<u>地方道整備臨時交付金</u>	703,300
<u>廃棄物処理施設整備費補助</u>	146,136
<u>公営住宅建設費等補助</u>	135,884
<u>都市公園事業費補助</u>	89,710
<u>農業集落排水事業費補助</u>	79,260
<u>都市河川改修費補助</u>	42,533
など	
4. 国庫補助負担金（3以外の投資的経費分野）	
<u>水道施設整備費補助</u>	135,078
<u>社会福祉施設等施設整備費補助金</u>	107,173
<u>交通安全施設等整備事業費補助</u>	91,927
<u>公立学校施設整備費負担金</u>	86,554
<u>まちづくり総合支援事業費補助</u>	50,668
<u>農村振興対策事業費補助金</u>	41,531
など	

(参 考)

廃止すべき国庫補助負担金とその税源移譲額の試算結果

1. 国庫負担金（経常的経費分野）

1,086,055

税源移譲額 1,083,447

(1) 削減額全額を税源移譲すべきもの

総額	(5件)	1,073,015
<u>児童保護費等負担金</u>		766,214
公営住宅家賃対策等補助		120,990
<u>身体障害者保護費負担金</u>		97,693
養護老人ホーム等保護費負担金		56,211
保健事業費等負担金		31,907

(税源移譲額) 1,073,015

(2) 所要額を税源移譲すべきもの

総額	(1件)	13,040
地籍調査費負担金		13,040

(税源移譲額) 10,432

2. 国庫補助金（経常的経費分野）

679,389

税源移譲額 609,931

(1) 削減額全額を税源移譲すべきもの

総額	(7件)	332,100
<u>在宅福祉事業費補助金</u>		111,762
交通安全対策特別交付金		82,170
<u>児童保護費等補助金</u>		64,408
<u>精神保健対策費補助金</u>		23,052
<u>身体障害者福祉費補助金</u>		18,146
幼稚園就園奨励費補助金		17,982
要保護及準要保護児童生徒援助費補助金		14,580

(税源移譲額) 332,100

「三位一体の改革に関する提言」(全国知事会) 抜粋

(別表)

廃止して税源移譲すべき主な国庫補助負担金

- ・ 地方公共団体の事務として、同化、定着、定型化しているもの（法施行事務費、公共施設の運営費、公共施設の設備整備費及び職員設置費）に係る国庫補助負担金については原則として廃止し、その所要額を地方に税源移譲すべきである。
- ・ 少額及び低率の国庫補助負担金について、原則的に廃止することとする。地方が引き続き実施するものについて、その所要額を地方に税源移譲すべきである。
- ・ 都道府県に対する意向調査に基づき、廃止すべきと判断した主な国庫補助負担金を分野別に示すと次のとおりである。
- ・ 「都道府県への交付額」は推計により算出したものであり、確定数値ではない。

区分	国庫補助負担金名	都道府県への交付額 (百万円)
社会保障	<u>児童保護費等補助金</u>	24,904
	<u>児童育成事業費補助金</u>	13,965
	<u>在宅福祉事業費補助金</u>	44,084
	<u>軽費老人ホーム事務費補助金</u>	12,575
	<u>社会福祉施設等施設整備費補助金</u>	107,173
	<u>身体障害者保護費負担金</u>	30,725
	<u>医療施設運営費等補助金</u>	15,538
	<u>医療施設等施設整備費補助金 (保健衛生施設整備費)</u>	15,872
教育・文化	<u>児童保護費等負担金</u>	361,123
	<u>精神保健対策費補助金</u>	67,958
	<u>私立高等学校等経常費助成費補助金</u>	100,150
	<u>公立学校施設整備費補助金</u>	11,369

(別表)

平成16年度において廃止して税源移譲すべき主な国庫補助負担金

- ・ 地方公共団体の事務として、同化、定着、定型化しているもの（法执行事務費、公共施設の運営費、公共施設の設備整備費及び職員設置費）に係る国庫補助負担金については原則として廃止し、その所要額を地方に税源移譲すべきである。
- ・ 少額及び低率の国庫補助負担金について、原則的に廃止することとする。地方が引き続き実施するものについて、その所要額を地方に税源移譲すべきである。
- ・ 都道府県に対する意向調査に基づき、優先して廃止すべきと判断した主な国庫補助負担金を分野別に示すと次のとおりである。
- ・ 「都道府県への交付額」は推計により算出したものであり、確定数値ではない。

区分	国庫補助負担金名	都道府県への交付額 (百万円)
社会保障	<u>児童保護費等補助金</u>	24,904
	<u>身体障害者福祉費補助金</u>	5,904
	<u>児童育成事業費補助金</u>	13,965
	<u>在宅福祉事業費補助金</u>	44,084
	<u>軽費老人ホーム事務費補助金</u>	12,575
	<u>社会福祉施設等施設整備費補助金</u>	107,173
	<u>職業能力開発校設備整備費等補助金（職業能力開発校施設整備等事業費）</u>	3,588
	<u>職業転換訓練費交付金</u>	3,430
	<u>身体障害者保護費負担金</u>	30,725
	<u>医療施設運営費等補助金</u>	15,538
厚生労働省	<u>医療関係者養成確保対策費等補助金</u>	9,267
	<u>離職者等職業訓練費交付金</u>	8,856
	<u>医療施設等施設整備費補助金（保健衛生施設整備費）</u>	15,872
	<u>職業転換訓練費負担金</u>	3,169
	<u>保健衛生施設等設備整備費補助金</u>	5,141
農林水産省	<u>疾病予防対策事業費等補助金</u>	6,798